

原議保存期間	1年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和5年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁丙教厚発第35号、丙企画発第20号
丙人発第25号
令和4年4月1日
警察庁長官官房長

警察職員等における新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進について(通達)
警察業務は、不特定又は多数の者と接する機会が多いことに加え、犯罪の取締り等、対人接触の回避や対人距離の確保が困難な場面も多いほか、一定の人数による集団的な活動が避けられない場面もあるため、各都道府県警察における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、こうした警察業務の性質を踏まえ、警察職員と接する一般の方等にも感染させないという観点からの工夫も必要となることから、引き続き、各種警察活動に支障が生じないように、下記に示す基本的な感染防止対策の徹底を図られたい。

記

1 警察職員等の感染防止に向けた取組の徹底

(1) 日常生活における対策

日常生活の全般において、石けんによる丁寧な手洗い、アルコール消毒液による手指消毒、マスクの着用、対人距離の確保等、接触感染や飛沫感染を防止するための基本的な対策を引き続き徹底すること。

また、免疫力の低下はウイルスに感染するリスクを高めることから、過重な長時間勤務の回避、十分な栄養摂取及び睡眠の確保等により、免疫力を維持するよう心掛けること。

さらに、各職員においては、適時検温を実施するなど、自身の体調の変化を常に把握するよう努めること。

(2) 組織的な職員の体調管理

各所属においては、平素から各職員の体調の変化を把握するよう努め、体調不良(発熱、咳等の風邪症状のほか、一見して風邪症状に起因するとは直ちに認められない倦怠感や関節痛等の体調の異変を含む。)が認められる職員に対しては、新型コロナウイルス感染症に感染している可能性を念頭に、特別休暇の取得等を指導するなど、感染が疑われる職員を他の職員等と接触させないための措置を徹底すること。体調不良が認められる職員に対しては、速やかに医

療機関等に相談の上、受診するよう指導すること。

また、それらの措置を講じる前提として、たとえ僅かな異変であっても、職員が自身の体調不良を上司等に申告し、安心して休暇を取得することができる体制を整えること。

(3) 職場環境の改善

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（令和4年3月17日付け変更）」（以下「基本的対処方針」という。）において、いわゆる「三つの密」を避けるための取組の徹底について指示されていることを踏まえ、警察施設や警察車両において当該条件を満たすことのないよう、適切な換気や湿度管理、間隔を空けた座席の配置等の対策を実施すること。

また、警察施設内の設備や共用物については、警察職員間はもとより、警察職員と一般の方等との接触が生じる場面も具体的に想像した上で、各種装備資機材も活用し、必要な感染防止対策を講じる必要がある。例えば、執務室内で職員同士が対面する場所に加え、不特定多数の市民と接する窓口への透明ビニールカーテン等の遮蔽物の設置や書類、筆記具等、物品の授受等が必要な場面におけるトレイ等の活用のほか、庁舎や執務室の出入口、庁舎内の共有スペースにアルコール消毒液を設置して定期的な手指消毒を促したり、不特定多数の者が触れる場所、物品等をこまめに消毒したりすることが考えられる。そのほか、当直等の際の休憩において使用する寝具をこまめに交換することが考えられる。

(4) 感染リスクを下げるための行動

各職員にあっては、これまでに新型コロナウイルス感染症対策分科会から累次示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」や「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」等の内容を踏まえ、各都道府県における知事部局の対応も踏まえつつ、感染リスクを下げるための適切な対応を心掛けること。

(5) 柔軟な勤務形態の活用

基本的対処方針等を踏まえ、引き続き、テレワークや早出遅出勤務等を活用すること。

2 警察職員が感染した又はその疑いがある場合の対応

(1) 職員に感染が疑われる場合の対応

職員は、自身に感染が疑われる症状が認められる場合には、出勤することなく、所属に一報した上、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話で相談し、医師の指示を受けること。かかりつけ医がない場合等、相談先に迷った場合には、各都道府県等が開設している受診・相談センターに電話で相談すること。

執務時間中に症状が発生した場合等においては、各機関の実情に応じ、厚生担当課が当該職員に代わり、医療機関への連絡を行うなど、職員への便宜を図ること。

職員は、自身に感染が疑われる症状がない場合であっても、感染が確認された者と接触したことが発覚したなどの理由により、自身の感染が懸念される場合には、前記と同様に、所属に一報した上、各都道府県等が開設している受診・相談センターに電話で相談すること。

職員から報告を受けた所属は、速やかに各機関の厚生担当課に所要の報告を行うこと。

各機関においては、上記それぞれの報告が適時適切に行われるよう、所要の報告体制を維持するとともに、各機関の厚生担当課は、医療機関を受診した職員の行動範囲を確認の上、各種感染防護具、消毒薬等の装備資機材を活用し、当該職員の勤務官署、出入りした警察施設、接触した物品等に対し、所要の消毒措置を行うこと。また、感染が疑われる職員と近接した場所で勤務しているなど、当該職員と接触した可能性がある職員についても、出勤させることなく、自宅待機や在宅勤務（以下「自宅待機等」という。）をさせる措置をとること。

(2) 職員の感染が確認された場合の対応

感染が確認された職員については、医療機関の指示に従い、療養することとなるが、感染が確認された職員の職場への復帰についても、医療機関の指示に従い、適切に判断すること。

感染者の濃厚接触者（国立感染症研究所が示す基準に該当する者）となった職員及び濃厚接触の有無は明らかでないが感染が確認された職員と近接した場所で勤務しているなどの理由により感染が懸念される職員（以下「濃厚接触者等」という。）については、都道府県等の保健衛生部門の指示に従い、自宅待機等させる措置を講じること。その後、濃厚接触者等に感染が確認されるなどの理由により、感染が懸念される者が当初の想定より広範囲に及ぶと認められる場合には、速やかに自宅待機等させる職員の範囲を拡大するなどの措置を講じること。

また、検査により感染が確認された者等に対しては、都道府県等の保健衛生部門が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づき行う積極的疫学調査（臨床経過、推定感染源、接触者等に係る情報収集）を行うこととなるところ、職員が当該調査の対象となった場合は、各機関の厚生担当課において、必要な協力・連携を行うこと。

(3) 警察庁への報告

附属機関、地方機関及び都道府県警察の職員については、検査により感染が

確認された時点で、警察庁内部部局の職員については、感染が確認されていない場合であっても、その疑いがある時点で、速やかに警察庁長官官房教養厚生課に報告すること。

3 その他留意事項

警察施設に出入りする来所者や契約業者等の部外者に対しても、マスクの着用や手指消毒の実施等、感染予防に関する注意喚起や協力依頼を行うこと。